

中小企業等経営強化法のご活用を！

制度の概要

中小企業等経営強化法は政府が、生産性向上に役立つ取組を分かりやすく中小企業・小規模事業者等に提供し、生産性を向上させる取組を計画した中小企業・小規模事業者等を積極的に支援する制度。

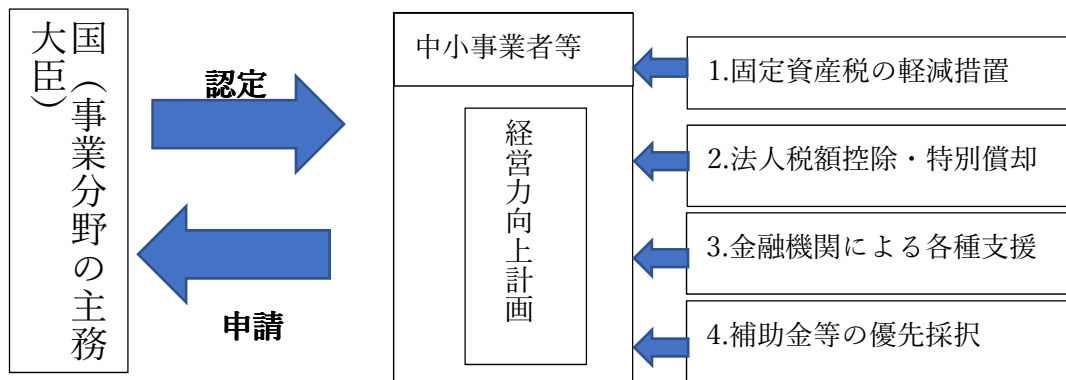
☆中小企業等経営強化法のスキーム

(1) 事業分野別指針の策定

事業所管大臣が、事業分野ごとに生産性向上の方法などを示した指針を策定。

(2) 経営力向上計画の認定

主管する省庁から出される指針を基に中小企業・小規模事業者や中堅企業は、自社の生産性を向上させるための人材育成 や財務管理、設備投資などの取組を記載した「**経営力向上計画**」を各大臣に申請。 認定された事業者は、様々な支援措置を受けられる制度です。



1. 固定資産税特例措置 (中小企業等経営強化法)

適用期間	～平成 31 年 3 月 31 日
対象事業者	下記いずれかに該当する中小事業者等（資本金 1 億円超の大規模法人の子会社等を除く） ・ 資本金の額または出資金の額が 1 億円以下の法人 ・ 常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の個人 ・ 資本もしくは出資を有しない法人は、常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の法人
対象設備 [金額要件]	中小企業等経営強化法の計画認定に基づく対象設備（新品） ・ 機械及び装置 [取得価格 160 万円以上/販売開始より 10 年以内のもの] ※当社対象機種は営業担当者へお問い合わせください
適用要件	①ユーザーにて、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受ける等の手続きが必要 ②経営力向上計画の認定申請時に、メーカー団体の証明書が必要
措置内容	対象設備に係る固定資産税について課税標準を最初の 3 年間に限り 1/2 に軽減

2. 中小企業経営強化税制

※税務上の中小企業者等の要件あります。

適用期間	平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日	
適用要件対象となる事業者	中小企業等経営強化法の計画認定事業者で※中小企業者等であること (ユーザーにて、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受ける手続きが必要です。)	
対象設備	生産性向上設備 (A 類型) (生産性が旧モデル比年平均 1%以上改善する設備)	
対象となる機種 【金額要件】	中小企業等経営強化法の計画認定に基づく対象設備 (新品) ・機械及び装置 [取得価格 160 万円以上/販売開始より 10 年以内のもの] ※当社対象機種は営業担当者へお問い合わせください	
適用要件	①ユーザーにて、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受ける等の手続きが必要 ②経営力向上計画の認定申請時に、メーカー団体の証明書が必要	
税制優遇措置	資本金 3,000 万円以下の※中小事業者等	取得価額×10%の税額控除 (所有権移転外リース取引に適用あり) または、取得価額×100%の即時償却
	資本金 3,000 万円超～1 億円以下の※中小企業者等	取得価額×7%の税額控除 (所有権移転外リース取引に適用あり) または、取得価額×100%の特別償却

詳しくは中小企業庁のホームページを参照し、お手続き願います。

中小企業庁ホームページ：<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>